

特定非営利活動法人 茨城県防災士会 倫理規定

(使命)

第1条 特定非営利活動法人 茨城県防災士会（以下「当法人」という）の会員（以下「会員」という）は、社会や地域の防災力向上を目指す者として、その名誉を重んじ、社会的信頼が得られるよう努めなければならない。

(研鑽)

第2条 会員は、当法人及び自己の行動に対する批判、評価等に対して謙虚に受け止め、自己の研鑽に努めるものとする。

(公平不偏・客觀性)

第3条 会員は、自己の利益や特定の者の利己的な要求に迎合することなく、常に防災に対する啓発と被災者支援の立場で公平不偏な姿勢で取り組み、客觀的且つ総合的に判断し行動する。

(相互協力)

第4条 会員は、防災活動に対して積極的に参加し、情報と経験を共有し相互に協力し合い、誠意をもって遂行する。

(名誉と信義・自律)

第5条 会員は、常に防災知識に対する自己研鑽に努め、技術の向上により防災士としての名誉を重んじ、公平無私の立場で、専門的で且つ規律ある態度で行動し、いやしくも信義にもとるような行為を行ってはならない。

2 会員は、当法人や防災士に対する信用を損ねかねない行動を行ってはならない。

(秘密保持)

第6条 会員は（退会後も）、他の防災士並びに活動中に知り得た個人情報を漏らしてはならない。

(地位利用の禁止)

第7条 会員は、自己の立場を利用して自己又は特定の第三者の利益を図るような行動をしてはならない。

(通知)

第8条 会員は、他の会員に本規定に違反する行為があり、或いは、その疑いがあることを知った時は、当法人へ通知する。

(再発防止)

第9条 会員は、法令・社会規範を守り違反行為の再発防止に努めなければならない。

(倫理審査会の設置)

第10条 会員に本規定に違反する行為があった場合は、理事会の議決を得て倫理審査会を設置する。

(規定の改廃)

第11条 この規定は、理事会の承認を得て改廃することができる。その場合は、直近の通常総会に報告をする。

(附則) この規定は、平成27年4月5日より施行する。

平成28年4月24日

特定非営利活動法人 茨城県防災士ネットワーク総会議決
(本法人の名称改称を議決した。)